

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年(2025 年) 2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例

町田市特定公共物管理条例（平成１３年１２月町田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 8 条関係）				別表第 1（第 8 条関係）			
種別	占用の内容	単位	占用料（円）	種別	占用の内容	単位	占用料（円）
第 1 種	1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第 2 種の項第 3 号に掲げるものを除く。） 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1 平方メートルにつき 1 年	<u>1, 1 7 4</u>	第 1 種	1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの（第 2 種の項第 3 号に掲げるものを除く。） 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの	1 平方メートルにつき 1 年	<u>1, 1 2 5</u>
第 2 種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		<u>7 0 4</u>	第 2 種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		<u>7 8 7</u>
第 3 種	1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設		<u>3 5 2</u>	第 3 種	1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設		<u>3 3 7</u>

	置を目的とするもの	
第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>5 8 7</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの	<u>1, 1 7 4</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1, 1 7 4</u>
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの	<u>1, 1 7 4</u>

備考 略

別表第2（第8条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
1 電柱、電 話柱、電 線、変圧 塔、郵便差 出箱、公衆 電話所、広 告塔その 他これら に類する 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1, 6 2 0</u>
	第2種電柱		<u>2, 4 8 0</u>
	第3種電柱		<u>3, 3 5 0</u>
	第1種電話柱		<u>1, 4 4 0</u>
	第2種電話柱		<u>2, 3 1 0</u>
	第3種電話柱		<u>3, 1 8 0</u>
	その他の柱類		<u>1 4 0</u>
	共架電線その他	長さ1メートル	<u>1 4</u>

	置を目的とするもの	
第4種	電線その他これに類する架空線の設置を目的とするもの	<u>5 6 2</u>
第5種	電気通信事業のための電柱（本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。）の設置を目的とするもの	<u>1, 1 2 5</u>
第6種	電力の供給事業のための鉄塔の設置を目的とするもの	<u>1, 1 2 5</u>
第7種	第1種の項から第6種の項までに属さないもの	<u>1, 1 2 5</u>

備考 略

別表第2（第8条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
1 電柱、電 話柱、電 線、変圧 塔、郵便差 出箱、公衆 電話所、広 告塔その 他これら に類する 工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1, 4 9 0</u>
	第2種電柱		<u>2, 2 8 0</u>
	第3種電柱		<u>3, 0 8 0</u>
	第1種電話柱		<u>1, 3 2 0</u>
	第2種電話柱		<u>2, 1 4 0</u>
	第3種電話柱		<u>2, 9 1 0</u>
	その他の柱類		<u>1 3 0</u>
	共架電線その他	長さ1メートル	<u>1 3</u>

	上空に設ける線類	につき1年	
	略		略
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 410</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>860</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2, 890</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>11, 500</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 890</u>
2 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>60</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の		<u>86</u>

	上空に設ける線類	につき1年	
	略		略
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1, 300</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>790</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2, 610</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8, 800</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2, 650</u>
2 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>55</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の		<u>79</u>

もの
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの

<u>1 3 0</u>
<u>1 7 0</u>
<u>2 6 0</u>
<u>3 4 0</u>
<u>6 0 0</u>
<u>8 6 0</u>

もの
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの

<u>1 2 0</u>
<u>1 5 0</u>
<u>2 3 0</u>
<u>3 1 0</u>
<u>5 5 0</u>
<u>7 9 0</u>

	外径が 1 メートル以上のもの		<u>1, 7 3 0</u>
3	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2, 8 9 0</u>
4	歩廊その他これに類する施設		<u>1, 4 4 0</u>
5	地下街、略		略
	地下室及び通路その他これに類する施設		<u>5, 7 7 0</u>
	地下に設ける通路		<u>3, 4 6 0</u>
	その他のもの		<u>3, 0 9 0</u>
6	露店、商品置場等	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>1 1 0</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1 1, 5 0 0</u>
7	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1 1, 5 0 0</u>
8	標識	1 本につき 1 年	<u>2, 3 1 0</u>

	外径が 1 メートル以上のもの		<u>1, 5 9 0</u>
3	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2, 6 1 0</u>
4	歩廊その他これに類する施設		<u>1, 4 0 0</u>
5	地下街、略		略
	地下室及び通路その他これに類する施設		<u>4, 9 5 0</u>
	地下に設ける通路		<u>2, 9 7 0</u>
	その他のもの		<u>2, 6 1 0</u>
6	露店、商品置場等	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	<u>8 8</u>
	商品置場その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>8, 8 0 0</u>
7	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>8, 8 0 0</u>
8	標識	1 本につき 1 年	<u>2, 1 4 0</u>

9 旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 日	<u>1 1 0</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	<u>1 1, 5 0 0</u>
1 0 アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	<u>1 1 5, 4 0 0</u>
	その他のもの		<u>5 7, 7 0 0</u>
1 1 太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2, 8 9 0</u>
1 2 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1 1, 5 0 0</u>
1 3 仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設			<u>2, 8 9 0</u>
略			略
略		略	略

備考 略

9 旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 日	<u>8 8</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル又は 1 本につき 1 年	<u>8, 8 0 0</u>
1 0 アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	<u>8 8, 0 0 0</u>
	その他のもの		<u>4 4, 0 0 0</u>
1 1 太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2, 6 1 0</u>
1 2 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び工事用材料の置場		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>8, 8 0 0</u>
1 3 仮設小屋、仮設店舗、工事用建物その他の仮設建築物及び仮設収容施設			<u>2, 6 5 0</u>
略			略
略		略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。